

福井市新学校給食センター 整備運営事業

実施方針

令和2年11月27日

福井市

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 事業者の募集及び選定方法	6
(2) 事業者の募集及び選定の手順	6
(3) 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(4) 審査及び選定に関する事項	11
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
(1) 責任分担に関する基本的な考え方	13
(2) 予想されるリスクと責任分担	13
(3) 事業の実施状況の監視	13
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
(1) 立地条件	14
(2) 施設要件	14
5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	15
(4) 金融機関と市の協議（直接協定）	15
(5) その他	15
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
(1) 議会の議決	16
(2) 入札に伴う費用負担	16
(3) 実施方針に関する問合せ先	16
別添資料 1 位置図及び事業用地概要図.....	17
別添資料 2 事業スキーム.....	18
別添資料 3 リスク分担表(案).....	19
第 1 号様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書.....	21
第 2 号様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書.....	22

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名

福井市新学校給食センター整備運営事業

イ 公共施設の管理者

福井市長

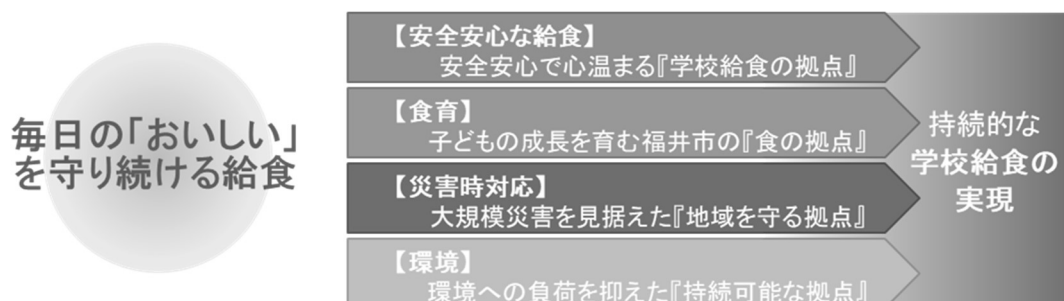
ウ 事業の目的

福井市（以下「市」という。）では「福井市新学校給食センター整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、給食センター方式による学校給食を実施することとした。

本事業は、本給食センターの整備・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、より良質で効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

エ 基本的な考え方、方針

(ア) 基本的な考え方



(イ) 基本的な方針

①安全・安心でおいしい給食の提供

- ・学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステムの導入、衛生区分の明確化
- ・調理場内への空調設備の整備
- ・安全でおいしい給食の提供
- ・食物アレルギーに対応できる専用室の整備

②食育の推進

- ・栄養教諭等による各学校での食育
- ・地場産農産物等の積極的な活用
- ・子どもたちや保護者による施設見学や料理教室、試食会等が開催できる施設整備

- ③経済性・効率性に配慮した学校給食運営の推進
 - ・必要機能(安全安心な給食提供・食育)を確保した上での施設運営費の縮減
 - ・省エネ機器等の導入による環境負荷の軽減
 - ・調理員の作業動線の一方方向化による作業効率等の向上
- ④切れ目のない学校給食の提供
 - ・建設期間中を含めた給食提供の継続性の確保
- ⑤大規模災害時への対応
 - ・災害時の炊き出し等、災害対応可能な機能の整備
 - ・食糧備蓄機能の確保

オ 事業の内容

(ア) 施設概要

- | | |
|--------|---------------------------|
| a 事業用地 | 福井市下筋生田町地係 |
| b 敷地面積 | 約 13,000 m ² |
| c 供給能力 | 1日当たり 13,000 食 |
| d 対象学校 | 小学校 30 校、中学校 15 校、幼稚園 2 校 |

(イ) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(ウ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| a 設計・建設期間 | 2年3ヶ月（開業準備期間を含む） |
| b 維持管理・運営期間 | 15年 |

なお、事業終了後の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を参考に、市が事業期間内に決定する。

(エ) 業務内容

事業者が実施する業務は、次のとおりとする。

- a 設計業務
 - (a) 事前調査業務
 - (b) 建築本体（建築物・附帯施設等）に係る設計業務
 - (c) 建築設備・調理設備に係る設計業務
 - (d) 交付金申請等支援
- b 工事監理業務
- c 建設業務
 - (a) 建設工事業務
 - (b) 調理設備調達・搬入設置業務

- d 各種備品等調達業務
 - (a) コンテナ・食器食缶等調達業務
 - (b) 施設備品等調達業務
- e 開業準備及び引渡し業務
- f 維持管理業務
 - (a) 建築物維持管理業務
 - (b) 建築設備維持管理業務
 - (c) 附帯施設維持管理業務
 - (d) 調理設備維持管理業務
 - (e) コンテナ・食器食缶等維持管理業務
 - (f) 施設備品等維持管理業務
 - (g) 清掃業務
 - (h) 警備業務
- g 運営業務
 - (a) 食材検収補助・保管業務
 - (b) 給食調理業務
 - (c) 洗浄業務
 - (d) 配送及び回収業務
 - (e) 廃棄物等処理業務
 - (f) 献立作成支援業務
 - (g) 食育支援業務
 - (h) 広報支援業務
 - (i) その他運営業務に関する特記事項
 - ※ (a) ～ (e) の各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(参考) 市が実施する業務は、次のとおりとする。

- a 開業準備業務
 - (a) 提出書類・進捗状況等の確認等
 - (b) 配膳室整備業務
- b 維持管理業務
 - (a) 配膳室維持管理業務
- c 運営業務
 - (a) 献立作成・栄養管理業務
 - (b) 食材調達業務
 - (c) 食材検収業務
 - (d) 調理指示業務
 - (e) 配膳業務
 - (f) 検食業務
 - (g) 食数調整業務
 - (h) 食育業務

(i) 広報業務（見学者対応含む）

(j) 給食費徴収業務

(オ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。

- a 市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。
- b 市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対価について、aに記す建設一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- c 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- d 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で提示する。

カ 事業のスケジュール（予定）

落札者決定及び公表	令和3年10月
契約議案の議会への提出・仮契約締結	令和3年10～12月
事業契約の締結	令和3年12月
施設の設計・建設	令和4年1月～令和6年3月 (2年3ヶ月 開業準備期間を含む)
施設の維持管理・運営	令和6年4月～令和21年3月（15年）

キ 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（P F I法第2条第2項）。

ア 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- (ア) 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- (イ) 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務等の水準の向上が期待できること。

イ 選定の手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行う。

- (ア) 市の財政負担見込額による定量的評価
- (イ) P F I事業として実施することの定性的評価
- (ウ) 事業者に移転するリスクの評価
- (エ) 上記による総合的評価

ウ 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、市の公式ホームページ等で速やかに公表する。

エ 予定価格等の公表

予定価格等については、入札説明書等で公表する予定である。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

(2) 事業者の募集及び選定の手順

ア 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、スケジュールを変更する可能性がある。

日程	内容
令和2年11月20日	実施方針の策定の見通しの公表
令和2年11月27日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和2年12月3日	実施方針等に関する説明会
令和2年12月17日	実施方針等に関する質問・意見の受付／締切
令和3年1月28日	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和3年3月下旬	特定事業の選定・公表
令和3年4月中旬	入札公告及び入札説明書等の交付
令和3年4月下旬	入札説明書に関する説明会
令和3年5月上旬	入札説明書等に関する第1回質問の受付／締切
令和3年5月下旬	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
令和3年6月中旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切
令和3年7月上旬	参加資格審査結果の通知
令和3年7月中旬	入札説明書等に関する第2回質問の受付／締切
令和3年8月上旬	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
令和3年8月下旬	入札及び提案書の受付
令和3年10月上旬	落札者決定及び公表
令和3年10月～12月	契約議案の議会への提出・仮契約締結
令和3年12月	事業契約の締結

イ 応募手続き等

(ア) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会を令和2年12月3日（木）に開催する。

(イ) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和2年12月17日（木）
- ・受付方法 電子メールにより提出すること（第1～2号様式）

(ウ) 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和3年1月28日（木）に市の公式ホームページにおいて公表する。

(エ) 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、P F I 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

(オ) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準（以下「入札説明書等」という。）を交付する。入札公告以降の予定は、随時、市の公式ホームページで公表する。

(カ) 入札説明書に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催する。

(キ) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を受け付ける。

(ク) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を、市の公式ホームページで公表する。

(ケ) 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

(コ) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(サ) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明要求に対する回答を行う。

(シ) 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。

(ス) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、市の公式ホームページにおいて公表する。

(セ) 入札及び提案書の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

(ソ) 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、福井市新学校給食センターP F I 等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て落札者を決定する。落札者は、特別目的会社（以下「S P C」という。）を福井市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、S P Cと事業契約を締結する。

(3) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業（以下「厨房設備企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定めること。また、その他の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）として、必要に応じて構成員に含むことも可能とする。

(イ) 入札参加者の構成員は、次の定義により分類される。

代表企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業

協力企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cには出資しない企業

(ウ) 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議すること。

(エ) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、配送及び回収業務を行う企業については協力企業として、他の入札参加者の協力企業になることができる。（福井市内に本店を有する者に限る。）

(オ) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてS P Cを福井市内に設立するものとし、構成企業はS P Cに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成企業での出資比率は、S P Cの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(カ) 構成員は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。なお、受託実績については、元請として履行した実績に限ることとする。

(ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

(ウ) 構成員の個別参加資格要件は、次のとおりとする。

a 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の設計企業で実施する場合は、(a)及び(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)の要件は1者以上が満たしていること。

(a) 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(b) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(c) HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の実施設設計の実績、ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。)の実施設設計の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

b 建設企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の建設企業で実施する場合は、(a)、(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)及び(d)の要件は1者以上が満たしていること。

(a) 福井市建設工事競争入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に登録されていること。

(b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(c) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果について、建築一式工事に係る直近の総合評定値が、800点以上の者であること。

(d) 平成18年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。(共同企業体としての実績については、その出資比率が20%以上の場合に限る。)

c 工事監理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、(a)及び(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)の要件は1者以上が満たしていること。

(a) 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(b) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(c) HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の

実施設計の実績、ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。）の実実施設計の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

d 厨房設備企業は、次のすべての要件を満たしていること。

- (a) 福井市物品等競争入札参加資格者名簿の「厨房・調理機器」に登録されていること。
- (b) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

e 維持管理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

- (a) 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (b) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

f 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

なお、複数の運営企業で実施する場合は、(a)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(b)の要件は1者以上が満たしていること。

- (a) 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (b) 学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。）の調理業務の実績を有していること。

g その他企業は、次の要件を満たしていること。

福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿、福井市建設工事競争入札参加資格者名簿、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿又は福井市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 事業者の市内業者に対する契約に関する事項

代表企業、構成企業のいずれかにおいて、福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。協力企業も可能な限り福井市内に本店を有する者を含むこと。また、下請等契約及び原材料の購入等の契約は、可能な限り福井市内に本店を有する者との間で締結すること。

なお、入札参加者が提出した提案書の評価にあたっては、福井市内に本店を有する者の活用等について評価することを予定している。評価方法については、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

エ 構成員の制限

入札参加者のすべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) PFI法第9条第1項各号に定める欠格事由に該当する者。
- (イ) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けている者。

- (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (エ) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (オ) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社、日比谷パーク法律事務所
- (カ) 選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある又は重要な取引（共同研究を含む）を継続している者。
- (キ) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者。
- (ク) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
 - a 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
 - d 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
 - e その者の親会社等が a から d までのいずれかに該当する法人。
- (ケ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。

オ 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。また、前記ア（ウ）の規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更することができる。

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 選定委員会

学識経験者等で構成する選定委員会が入札書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。選定委員会の構成、氏名

等については、入札説明書等で公表する予定である。

イ 審査の手順及び方法

(ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

(ウ) 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

(エ) 審査結果

審査結果は、市の公式ホームページで公表する。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

(3) 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法や内容等については、事業契約書（案）に定めることとする。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

建設予定地	福井市下筋生田町地係
敷地面積	約 13,000 m ²
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
容積率	200%
建ぺい率	60%
防火・準防火地域	指定なし
風致地区・地区計画	指定なし
ハザードマップ	浸水深 0.5～1.0m

(2) 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

区域区分		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、米荷受室、泥落とし・皮むき室、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、器具洗浄室、貯米庫、洗米室、殺菌水機械室、廃材庫、備品庫、前室等 【洗浄エリア】 回収前室、洗浄室、前室、特別洗浄室、残渣処理室、残渣保管室等
	非汚染作業区域	【調理エリア】 上処理コーナー、煮炊調理室、二次加工コーナー、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、食物アレルギー食調理室・配膳室、冷蔵庫、冷凍庫、器具洗浄室、前室、炊飯室等 【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室、前室等
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、洗濯室、乾燥室、運転手用控室、倉庫、調理員用休憩室等
一般エリア	共用部分	玄関ホール・風除室、会議室、食育実習室、食育実習室倉庫、外来者用便所、多目的便所、倉庫、物品庫、掲示スペース等
	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、書庫、給湯室等
	事業者専用部分	事業者玄関・風除室、事業者用事務室等 ※事業者玄関は専用とする
	その他	機械室、消火ポンプ室等
附帯施設	ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、駐車場、屋根付き駐輪場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、街路灯等	

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所の合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、措置並びに支援を受けることができるよう努める。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和3年3月定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和3年12月定例会に付議する予定である。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署 : 福井市教育委員会事務局 保健給食課
住 所 : 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1
電 話 : 0776-20-5755
電子メールアドレス : kyusyoku@city.fukui.lg.jp

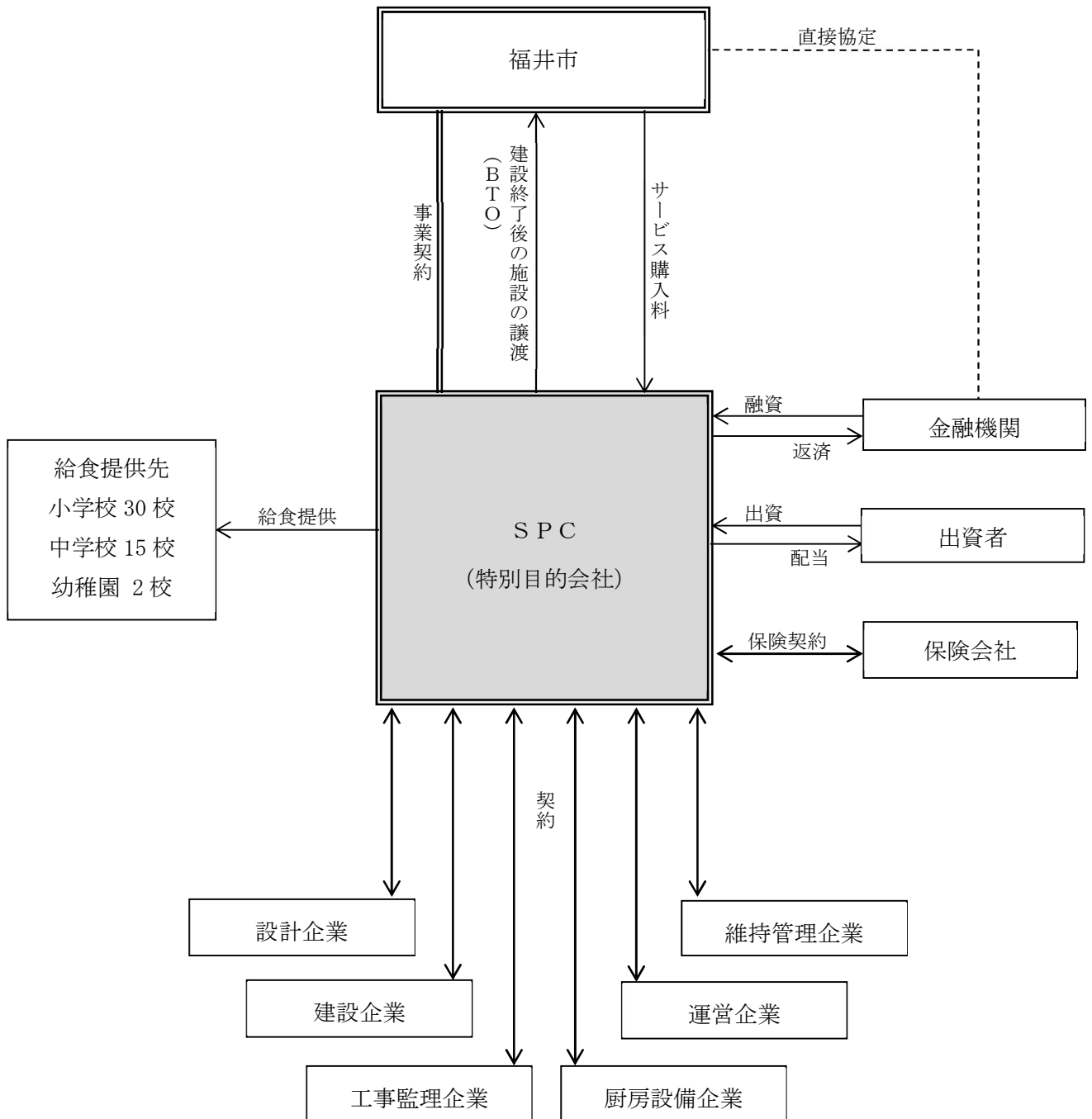
別添資料 1 : 位置図及び事業用地概要図



GEO SPACE CDS+ (©NTT 空間情報)

別添資料 2 : 事業スキーム

BTO方式



別添資料3：リスク分担表（案）

「○」主分担、「△」従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集書類リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○
	許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の変更にに関するもの		○
	税制変更リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
		上記以外の変更にに関するもの	○	
	住民対応リスク	着工前の段階における施設、運営に対する住民の反対運動等が生じた場合	○	
		事業者による調査、設計、建設、運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
	環境リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	事業中止・延期・遅延リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	事業内容の変更	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	第三者賠償リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	金利変動リスク	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動	○	
		基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		基準金利確定日以降の金利変動		○
物価変動リスク	施設供用前の物価変動	△	○	
	施設供用後の物価変動	○		
不可抗力リスク(※1)	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込みを超えるもの	○	△	
債務不履行リスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
	改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○	
	市の都合により本事業が継続されない場合	○		
用地確保リスク	事業期間中の事業用地確保リスク	○		
事業契約締結前	応募費用リスク	応札費用の負担		○
	契約締結リスク(※2)	契約が締結できないリスク又は契約手続きに時間を要するリスク	○	○
調査・設計・建設	用地の瑕疵リスク	市が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
		上記以外のもの	○	
	地質・地盤リスク	当初調査では予測不可能な地質・地盤状況により、工法、工期等に変更が生じた場合の追加費用	○	
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
		事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	遅延リスク	市の事由によるもの	○	
事業者の事由によるもの			○	
施設性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
施設損害リスク	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
維持管理・運営段階	施設の瑕疵リスク	設定期間内に発見された施設の契約不適合に関するリスク		○
		上記以外の施設の契約不適合に関するリスク	○	
	維持管理・運営の要求水準不適合リスク	維持管理業務及び運営業務の要求水準不適合		○
	維持管理・運営費の変動リスク	市の事由によるもの	○	
		上記以外の事由による(物価変動を除く)によるもの		○
	施設損傷リスク	市の事由によるもの	○	
		業務に起因する損傷等、事業者の事由によるもの		○
		経年劣化によるもの		○
		第三者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	備品等管理リスク	市の業務に関する備品等の破損・紛失・盗難	○	
		事業者の維持管理・運営業務に関する備品等の破損・紛失盗難		○
	備品等更新リスク	市の業務に関する備品等の更新	○	
		事業者の維持管理・運営業務に関する備品等の更新		○
	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		生徒数の変動による需要の変動(※3)	△	○
		食べ残し等による残渣の変動(市の作成する献立による影響も含む)	△	○
	異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常(検収後に明らかになったものを含む)	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入等		○
	アレルギー対応リスク	配送後の異物混入等	○	
		アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	○	
調理段階における禁忌物質の混入による発症			○	
収集した情報の伝達不完全(送付遅れ・紛失等)による発症、アレルギー生徒の個人情報の流出(※4)		○	○	
食中毒リスク	検収時に起因する場合	○		
	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○		
	調理、配送業務に起因する場合		○	
終了時	移管手続きリスク	原状回復等の施設移管手続きに伴う諸費用の負担		○

※1 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

※2 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※3 事業期間中に一定数以上の給食数が増減する場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとする。

※4 帰責事由による。

第1号様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

年 月 日

福井市長 宛

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

福井市新学校給食センター整備運営事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-M a i l	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容
1										
2										
...										
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

第2号様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

年 月 日

福井市長 宛

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

福井市新学校給食センター整備運営事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見・提案がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E - M a i l	
提出意見・提案数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容
1										
2										
...										
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	事業名称	

※Microsoft社製 Excel（Windows版）のファイル形式で提出してください。